

12 文科開第 191 号
平成 13 年 3 月 27 日

宇宙開発事業団
理事長 山之内 秀一郎 殿

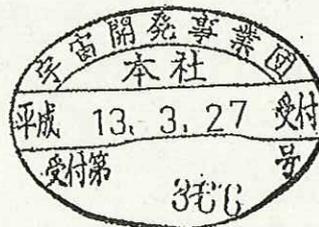
文部科学省研究開発局長
今村 努



「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」の効力発生について

標記について、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」が発効したので、別添のとおり通知する。

今後、貴事業団における国際宇宙ステーション計画業務の実施に当たっては、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」に従って当省との連携を密にしつつ業務を遂行されたい。



13 宇国 第 14 号
平成 13 年 3 月 30 日

文部科学省
研究開発局長 今村 努 殿

宇宙開発事業団
理事長 山之内 秀一郎



国際宇宙ステーション計画に係る政府間協定の遵守について

標記について、平成 13 年 3 月 27 日付 12 文科開第 191 号をもって、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」が発効した旨の通知を受けましたところ、当事業団における国際宇宙ステーション計画業務の実施に当たっては、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」に従って、文部科学省との連携を密にしつつ業務を遂行することとしておりますので、ご連絡申し上げます。

12 開宇利第6号
平成13年3月29日

宇宙開発事業団
国際部長 藤田 敏彦 殿

文部科学省研究開発局
宇宙開発利用課長 藤木 完治



12 文科開第 191 号による当省研究開発局長からの書簡を受けて、貴事業団が民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定（以下、「協定」という。）に従って当省と連携を密にして国際宇宙ステーション計画業務を実施するに当たっては、次の点に留意されたい。

貴事業団が協定第 4 条第 1 項に定める協力機関（日本国政府の協力機関を除く。）から協定第 19 条 3 項に基づき技術データ又は物品の移転を受けようとする場合において、当該技術データ又は物品が協定第 19 条 3 項（c）に基づき秘密の指定を受けている場合、及び協定第 19 条 3 項（a）に基づき当該技術データ若しくは物品が輸出管理上保護されるべきもの又は協定第 19 条 3 項（b）に基づき所有権的権利上保護されるべきものであってその利用に当たっての条件として協定第 19 条 3 項（a）（1）並びに（2）及び同項（b）（1）並びに（2）以外の条件が付されている場合には、協定第 19 条 4 項に基づく日本国政府の協力機関としての責任を果たす必要があるため、当該移転を留保し、速やかに文部科学省に連絡すること。

